



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年2月13日金曜日 第2039号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則..... 119

### 告 示

- 指定自立支援医療機関の指定..... 120
- 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... 120
- 保安林予定森林にする旨の通知..... 120
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 121
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（2件）..... 122
- 土砂災害警戒区域の指定..... 125
- 新たな土地改良事業の施行の認可（3件）..... 125
- 建設業者の許可の取消し..... 125

- 道路の区域変更（県道柳沢新谷停車場線）..... 126
- 道路の供用開始（ " ）..... 126
- 道路の区域変更（県道串内子線）..... 126
- 道路の供用開始（ " ）..... 127
- 道路の供用開始（県道小田河辺大洲線）..... 127

### 公 告

愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・利用支援業務の委託... 127

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第4号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年2月13日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第9条</b> 省略 （寄附金税額控除を受けることができる寄附金）</p> <p><b>第10条</b> 愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第14条の2第1項第3号ウの規則で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。</p> <p>(1) 県内に主たる事務所を有しない学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）であつて、県内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対する寄附金</p> <p>(2) 県内に主たる事務所を有しない社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）であつて、県内に同法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業の経営に係る施設を設置するものに対する寄附金 （免税軽油の引取り等に係る報告の期限の特例が適用される者）</p> <p><b>第11条</b> 愛媛県県税賦課徴収条例 第60条の10に規定する規則で定める者は、免税軽油使用者証を提示して免税証の交付を受けた者のうち、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p><b>第9条</b> 省略</p> <p>（免税軽油の引取り等に係る報告の期限の特例が適用される者）</p> <p><b>第10条</b> 愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第60条の10に規定する規則で定める者は、免税軽油使用者証を提示して免税証の交付を受けた者のうち、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p>

第 1 号様式（第 1 条 \_\_\_\_\_ 関係）

第 1 号様式（第 1 条、第 10 条関係）

附 則

この規則は、平成21年 4月 1 日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 195 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第54条第 2 項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
中秋薬局	新居浜市中秋町 2 番 3 号	株式会社アガスト	精神通院医療（薬局）	平成21年 1月 1 日
チェリー薬局垣生店	新居浜市垣生一丁目 7 番21号	有限会社チェリー薬局	精神通院医療（薬局）	平成21年 2月 1 日
有限会社みどり調剤薬局	松山市三番町六丁目 2 番地15	有限会社みどり調剤薬局	精神通院医療（薬局）	平成21年 2月 1 日
ウェル薬局	松山市朝生田町一丁目 5 - 18	有限会社コスモフィールド	精神通院医療（薬局）	平成21年 2月 1 日
そうごう薬局今治東店	今治市松本町一丁目 7 - 11	総合メディカル株式会社	精神通院医療（薬局）	平成21年 2月 1 日

○愛媛県告示第 196 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条の 3 第 1 項の規定により、南宇和郡愛南町城辺、緑、増田、広見及び中川地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・南宇和地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年 2月16日から 3月13日まで
- 3 縦覧場所  
愛南町役場本庁及び一本松支所

○愛媛県告示第 197 号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の規定により告示する。

平成21年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
大洲市河辺町北平4249
- (2) 指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市長浜町今坊甲 1 から甲 4 まで、甲 7、甲 10 の 1、甲 13、甲 15、甲 16、甲 18 から甲 21 まで、甲 24 から甲 26 まで、甲 53、甲 54 の 1、甲 55、甲 58 の 2、甲 112 の 1、甲 387、甲 389、甲 390、甲 639、甲 641、甲 643 から甲 645 まで、甲 654、甲 790、甲 792 の 1、甲 792 の 2、甲 795 から甲 799 まで、甲 800 の 1、甲 800 の 2、甲 801 の 1、甲 805、甲 807、甲 809 の 2、甲 811、甲 814 から甲 816 まで、甲 819、甲 821、甲 822、甲 823 の 1、甲 824 の 1、甲 826 の 1、甲 845、甲 848、甲 860、甲 861、甲 863、甲 866、甲 876、甲 876 の 2、甲 877、甲 879 の 2、甲 884 から甲 886 まで、甲 888 から甲 890 まで、甲 892 から甲 895 まで、甲 896 の 1、甲 902、甲 903、甲 904 の 1、甲 904 の 2、甲 905、甲 906 の 1、甲 907 から甲 911 まで、甲 914 から甲 916 まで、甲 1024 の 1、甲 1330、甲 1331 の 1、甲 1331 の 2、甲 1332、甲 1336、甲 1338 の 1、甲 1357、乙 1 の 1、乙 1 の 3、乙 1 の 5、乙 1 の 6、乙 1 の 8 から乙 1 の 12 まで、乙 1 の 15、乙 1 の 17、乙 1 の 18、乙 1 の 20、乙 1 の 21、乙 1 の 27、乙 2 の 1、乙 2 の 2、乙 3、乙 4 の 1、乙 4 の 5 から乙 4 の 9 まで、乙 4 の 12、乙 4 の 13、乙 4 の 16 から乙 4 の 20 まで、乙 4 の 24 から乙 4 の 26 まで、乙 4 の 36、乙 4 の 37、乙 4 の 40、乙 5 から乙 8 まで、乙 11 の 1、乙 11 の 3、乙 11 の 4、乙 11 の 7、乙 11 の 8、乙 11 の 10 から乙 11 の 12 まで、乙 11 の 14、乙 11 の 17、乙 11 の 19、乙 11 の 20、乙 11 の 22 から乙 11 の 26 まで、乙 11 の 28 から乙 11 の 32 まで、乙 11 の 34 から乙 11 の 40 まで、乙 11 の 43 から乙 11

の46まで、乙11の50、乙11の53、乙11の60、乙11の64、乙11の66、乙11の68、乙11の70、乙11の73、乙11の75、乙12の1、乙12の2、乙12の5、乙12の6、乙12の8、乙12の9、乙13の1、乙14、乙16から乙19まで、乙24の1、乙24の2、乙26、乙27、乙29の1、乙29の2、乙30の1、乙30の2、乙31の1から乙31の3まで、乙32、乙33の1、乙34の1、乙34の2、乙35、乙36の1から乙36の4まで、乙37、乙38の1、乙38の2、乙41、乙44の1から乙44の3まで、乙45の1、乙45の2、乙47の1、乙47の2、乙48、乙49の1、乙50、乙51の1、乙51の2、乙56、乙57、乙59、乙64、乙67から乙74まで、乙76、乙78から乙81まで、乙82の1、乙82の3、乙83、乙90の1、乙92、乙99、乙101、乙105の1、乙105の2、乙107、乙108の1、乙110、乙112、乙114の1、乙115、乙118の1、乙120、乙165の1、乙165の2、乙166の1、乙173の1、乙174の1から乙174の6まで、乙175の1、乙175の2、乙176の2、乙178から乙181まで、乙184の3、乙185の1、乙185の2、乙185の4、乙185の5、乙186の1、乙186の2、乙188の1、乙189の1、乙189の8、乙190の1、乙192の2、乙192の7、乙200の1から乙200の3まで、乙201の1、乙201の3、乙206、乙250の3、乙252、乙255、乙257の2、乙789の1、乙789の2、乙790、乙792、乙793、乙794の1、乙794の6、乙802、乙803、乙812から乙815まで、乙817、乙820の1、乙824の1、乙824の2、乙830、乙833、乙840の1、乙842、乙855、乙856の1、乙856の2、乙857、乙858、乙861、乙869、乙871から乙873まで、乙879の1、乙880の1、乙881から乙883まで、乙886の1、乙887、乙888の1、乙888の3、乙889の1、乙889の2、乙891の1、乙897、乙898、乙900、乙906の1、乙907、乙908の1、乙909の1、乙909の2、乙915から乙917まで、乙922、乙923の1、乙924の3、乙934の1から乙934の3まで、乙937、乙940、乙941、乙945、乙947の1、乙947の6から乙947の9まで、乙947の12から乙947の15まで、乙948、乙950、乙952、乙953の1、乙954の1から乙954の3まで、乙955の1、乙956、乙957、乙963から乙965まで、乙967から乙970まで、乙973、乙974の1、乙975の1、乙976の1、乙977、乙979の1、乙980、乙981の1、乙981の2、乙982、乙983、乙986の1、乙987から乙989まで、乙991、乙995の1、乙996、乙997の2、乙1000、乙1001の1、乙1001の2、乙1002、乙1005、乙1006、乙1008の1、乙1008の2、乙1008の7から乙1008の10まで、乙1009の1、乙1009の2、乙1009の4、乙1009の5、乙1009の7から乙1009の9まで、乙1009の11から乙1009の17まで、乙1009の19、乙1009の22、乙1009の23、乙1009の29、乙1009の31、乙1009の33、乙1009の35、乙1010の1、乙1010の2、乙1012の1、乙1012の2、乙1014、乙1015、乙1018から乙1020まで、乙1022の3、乙1025の2、乙1025の3、乙1028、乙1030の1、乙1031の1、乙1032の1、乙1032の4から乙1032の7まで、乙1032の9、乙1032の10、乙1032の12、乙1032の15、乙1034の1、乙1034の4、乙1034の5から乙1034の7まで、乙1034の9、乙1034の10、乙1034の12から乙1034の15まで、乙1034の19、乙1034の21、乙1034の23、乙1034の24、乙1034の26、乙1035、乙1036、乙1040、乙1043から乙1045まで、乙1048から乙1050まで、乙1054、乙1057の1、乙1063、乙1065の1、乙1066の1、乙1066の2、乙1067の1、乙1069、

乙1070の1、乙1070の2、乙1071の1、乙1072の1、乙1073の1、乙1077の1、乙1078の1、乙1078の2、乙1079の1、乙1079の2、乙1080の1、乙1080の2、乙1081、乙1082、乙1084の1、乙1089、乙1090、乙1092の1、乙1092の3、乙1092の4、乙1093、乙1099の2、乙1100、乙1101の1、乙1101の2、乙1103、乙1104の1、乙1104の2、乙1105の1から乙1105の3まで、乙1109の1、乙1110、乙1112、乙1116、乙1121、乙1122、乙1125の1、乙1138、乙1140、乙1142、乙1149、乙1152の2、乙1154、乙1155の2、乙1156の1、乙1157、乙1158、乙1160の1、乙1165、乙1166の1、乙1173の1、乙1175、乙1244、乙1245の1、乙1246、乙1248、乙1262、乙1266の2、乙1275、乙1276、乙1281、乙1283の1、乙1284の1、乙1285から乙1287まで、乙1290の1、乙1292から乙1295まで、乙1300の1、乙1302、乙1303、乙1306の1、乙1306の2、乙1307、乙1308、乙1310、乙1312、乙1313、乙1314の1から乙1314の3まで、乙1314の5、乙1314の6、乙1314の8、乙1316の1、乙1317、乙1320の1、乙1320の2、乙1321、乙1329の1、乙1342の1、乙1342の2、乙1345の1、乙1345の2、乙1346の1、乙1346の2、乙1348から乙1350まで、乙1355、乙1356の1、乙1358、乙1360、乙1363から乙1366まで、乙1372の1、乙1385、乙1387、乙1390、乙1392の1、乙1394、乙1395、乙1396の1から乙1396の4まで、乙1396の8、乙1396の9、乙1401、乙1405、乙1406、乙1408から乙1412まで、乙1413の1、乙1413の2、乙1414の1、乙1415の1、乙1415の2、乙1416、乙1417の1から乙1417の3まで、乙1417の11、乙1417の12、乙1417の14、乙1417の16、乙1418の1、乙1418の2、乙1423の1、乙1424、乙1425の1、乙1427の1から乙1427の4まで、乙1428の1、乙1428の2、乙1429の1から乙1429の4まで、乙1429の6、乙1429の7、乙1433の1、乙1433の2、乙1436、乙1437、乙1439から乙1443まで、乙1445から乙1449まで、乙1456から乙1459まで、乙1462、乙1463、乙1465から乙1473まで、乙1475の1、乙1475の2、乙1476の1、乙1476の2、乙1478の1から乙1478の4まで、乙1479、乙1482、乙1486の1、乙1486の3、乙1486の5、乙1487の1、乙1487の3、乙1505、乙1506の2、乙1506の3、乙1507の1から乙1507の3まで、乙1508の1、乙1518の1、乙1548の1、乙1548の2、乙1558、乙1559、乙1561、乙1562、乙1565の3、乙1572の1、乙1573、乙1574

## (2) 指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ロ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第198号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項

(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成21年 2月13日から 2月27日まで

○愛媛県告示第 199 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成21年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
峰地区 385 - I - 87 7(1)	喜多郡内子町吉野川峰(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	峰地区 385 - I - 87 7(1)	喜多郡内子町吉野川峰(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
徳谷地区 385 - I - 87 9(1)	喜多郡内子町日野川徳谷(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	徳谷地区 385 - I - 87 9(1)	喜多郡内子町日野川徳谷(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薬師堂地区 385 - I - 89 4(1)	喜多郡内子町上川薬師堂(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	薬師堂地区 385 - I - 89 4(1)	喜多郡内子町上川薬師堂(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
京の森地区 385 - I - 89 7(1)	喜多郡内子町寺村京の森(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	京の森地区 385 - I - 89 7(1)	喜多郡内子町寺村京の森(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上源台地区 385 - I - 90 1(1)	喜多郡内子町南山上源台(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上源台地区 385 - I - 90 1(1)	喜多郡内子町南山上源台(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中組地区 385 - I - 90 2(1)	喜多郡内子町南山中組(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	中組地区 385 - I - 90 2(1)	喜多郡内子町南山中組(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮ノ首地区 385 - I - 90 3(1)	喜多郡内子町南山宮ノ首(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	宮ノ首地区 385 - I - 90 3(1)	喜多郡内子町南山宮ノ首(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
天神下地区 385 - I - 26 03(1)	喜多郡内子町立石天神下(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	天神下地区 385 - I - 26 03(1)	喜多郡内子町立石天神下(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

畑谷川 385 - 1119	喜多郡内子町本白成(次の図のとおり)	土石流	畑谷川 385 - 1119	喜多郡内子町本白成(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
桜原川 385 - 1123	喜多郡内子町中田渡桜原(次の図のとおり)	土石流	桜原川 385 - 1123	喜多郡内子町中田渡桜原(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
イナヤ谷川 385 - 1125	喜多郡内子町寺村泉(次の図のとおり)	土石流	イナヤ谷川 385 - 1125	喜多郡内子町寺村泉(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
林慶川 385 - 1126	喜多郡内子町寺村林慶(次の図のとおり)	土石流	林慶川 385 - 1126	喜多郡内子町寺村林慶(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
七瀬谷川 385 - 1127	喜多郡内子町日野川道徳(次の図のとおり)	土石流	七瀬谷川 385 - 1127	喜多郡内子町日野川道徳(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ウマジ谷川 385 - 1128	喜多郡内子町日野川日野泉(次の図のとおり)	土石流	ウマジ谷川 385 - 1128	喜多郡内子町日野川日野泉(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西左大平谷川 385 - 1129	喜多郡内子町中平大組(次の図のとおり)	土石流	西左大平谷川 385 - 1129	喜多郡内子町中平大組(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大平川 385 - 1130	喜多郡内子町大平上組(次の図のとおり)	土石流	大平川 385 - 1130	喜多郡内子町大平上組(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
モチコ谷川 385 - 1132	喜多郡内子町本成(次の図のとおり)	土石流	モチコ谷川 385 - 1132	喜多郡内子町本成(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
オカン谷川 385 - 1135	喜多郡内子町中川藤井(次の図のとおり)	土石流	オカン谷川 385 - 1135	喜多郡内子町中川藤井(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
フロノオク谷川 385 - 1137	喜多郡内子町中川鎌土(次の図のとおり)	土石流	フロノオク谷川 385 - 1137	喜多郡内子町中川鎌土(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
亀ヶ谷川 385 - 1139	喜多郡内子町中川亀ヶ谷(次の図のとおり)	土石流	亀ヶ谷川 385 - 1139	喜多郡内子町中川亀ヶ谷(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

猪谷川 385 - 1140	喜多郡 内子町 上川今 生(次 の図 のと おり)	土石流	猪谷川 385 - 1140	喜多郡 内子町 上川今 生(次 の図 のと おり)	土石流	次の図のと おり
今生谷 川 385 - 1141	喜多郡 内子町 上川今 生(次 の図 のと おり)	土石流	今生谷 川 385 - 1141	喜多郡 内子町 上川今 生(次 の図 のと おり)	土石流	次の図のと おり
岩岡谷 川 385 - 1142	喜多郡 内子町 上川久 保成 (次 の 図 のと おり)	土石流	岩岡谷 川 385 - 1142	喜多郡 内子町 上川久 保成 (次 の 図 のと おり)	土石流	次の図のと おり
祝谷川 385 - 1146	喜多郡 内子町 中川祝 谷(次 の 図 のと おり)	土石流	祝谷川 385 - 1146	喜多郡 内子町 中川祝 谷(次 の 図 のと おり)	土石流	次の図のと おり
クロケ 谷川 385 - 1149	喜多郡 内子町 本川宮 原(次 の 図 のと おり)	土石流	クロケ 谷川 385 - 1149	喜多郡 内子町 本川宮 原(次 の 図 のと おり)	土石流	次の図のと おり
タイフ 谷川 385 - 1150	喜多郡 内子町 本川寺 成(次 の 図 のと おり)	土石流	タイフ 谷川 385 - 1150	喜多郡 内子町 本川寺 成(次 の 図 のと おり)	土石流	次の図のと おり
矢が谷 川 385 - 1153	喜多郡 内子町 本川船 戸(次 の 図 のと おり)	土石流	矢が谷 川 385 - 1153	喜多郡 内子町 本川船 戸(次 の 図 のと おり)	土石流	次の図のと おり
樽奥谷 川 385 - 1154	喜多郡 内子町 小田町 村下 (次 の 図 のと おり)	土石流	樽奥谷 川 385 - 1154	喜多郡 内子町 小田町 村下 (次 の 図 のと おり)	土石流	次の図のと おり
豊谷川 385 - 1155	喜多郡 内子町 寺村京 森(次 の 図 のと おり)	土石流	豊谷川 385 - 1155	喜多郡 内子町 寺村京 森(次 の 図 のと おり)	土石流	次の図のと おり
相ノ木 川 385 - 1158	喜多郡 内子町 立石天 神上 (次 の 図 のと おり)	土石流	相ノ木 川 385 - 1158	喜多郡 内子町 立石天 神上 (次 の 図 のと おり)	土石流	次の図のと おり
下中組 谷川 385 - 1159	喜多郡 内子町 立石天 神上 (次 の 図 のと おり)	土石流	下中組 谷川 385 - 1159	喜多郡 内子町 立石天 神上 (次 の 図 のと おり)	土石流	次の図のと おり
日浦谷 川 385 - 1160	喜多郡 内子町 立石天 神上 (次 の 図 のと おり)	土石流	日浦谷 川 385 - 1160	喜多郡 内子町 立石天 神上 (次 の 図 のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び内子町に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 200 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成21年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
寄松 e 203 - I - 15 4(2)	宇和島市寄松(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	寄松 e 203 - I - 15 4(2)	宇和島市寄松(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寄松 B 203 - I - 20 30(1)	宇和島市寄松(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	寄松 B 203 - I - 20 30(1)	宇和島市寄松(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薬師谷 D 203 - I - 20 39(1)	宇和島市川内(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	薬師谷 D 203 - I - 20 39(1)	宇和島市川内(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上保田 C 203 - I - 20 42(1)	宇和島市保田(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	上保田 C 203 - I - 20 42(1)	宇和島市保田(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
保田 21 - 8 203 - II - 9 (2)	宇和島市保田(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	保田 21 - 8 203 - II - 9 (2)	宇和島市保田(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寄松 20 - 3 203 - II - 96 (1)	宇和島市寄松(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	寄松 20 - 3 203 - II - 96 (1)	宇和島市寄松(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
保田 21 - 3 203 - II - 99 (1)	宇和島市保田(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	保田 21 - 3 203 - II - 99 (1)	宇和島市保田(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
保田 21 - 6 203 - II - 10 2(1)	宇和島市保田(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	保田 21 - 6 203 - II - 10 2(1)	宇和島市保田(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薬師谷 23 - 2 203 - II - 10 6(1)	宇和島市川内(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	薬師谷 23 - 2 203 - II - 10 6(1)	宇和島市川内(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
祝森 24 - 6 203 - II - 11 8(1)	宇和島市祝森(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	祝森 24 - 6 203 - II - 11 8(1)	宇和島市祝森(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川内川 203 - 1092 - 1	宇和島市川内(次の図のとおり)	土石流	川内川 203 - 1092 - 1	宇和島市川内(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川内川 203 - 1092 - 2	宇和島市川内(次の図のとおり)	土石流	川内川 203 - 1092 - 2	宇和島市川内(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
川内川 203 - 1092 - 3	宇和島市川内(次の図のとおり)	土石流	川内川 203 - 1092 - 3	宇和島市川内(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり



上友岡附川 203 - 1128 - 1	宇和島市保田 (次の図のとおり)	土石流	上友岡附川 203 - 1128 - 1	宇和島市保田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上友岡附川 203 - 1128 - 3	宇和島市保田 (次の図のとおり)	土石流	上友岡附川 203 - 1128 - 3	宇和島市保田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中友岡附川 203 - 1129	宇和島市保田 (次の図のとおり)	土石流	中友岡附川 203 - 1129	宇和島市保田 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
五郎丸川 203 - 1131	宇和島市寄松 (次の図のとおり)	土石流	五郎丸川 203 - 1131	宇和島市寄松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
静愁川 203 - 1135 - 1	宇和島市三浦東 (次の図のとおり)	土石流	静愁川 203 - 1135 - 1	宇和島市三浦東 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
静愁川 203 - 1135 - 2	宇和島市三浦東 (次の図のとおり)	土石流	静愁川 203 - 1135 - 2	宇和島市三浦東 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
石神北川 203 - 1137 - 1	宇和島市寄松 (次の図のとおり)	土石流	石神北川 203 - 1137 - 1	宇和島市寄松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
石神北川 203 - 1137 - 2	宇和島市寄松 (次の図のとおり)	土石流	石神北川 203 - 1137 - 2	宇和島市寄松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東石引川 203 - 1138	宇和島市寄松 (次の図のとおり)	土石流	東石引川 203 - 1138	宇和島市寄松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西寄松川 203 - 1139	宇和島市寄松 (次の図のとおり)	土石流	西寄松川 203 - 1139	宇和島市寄松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西石引川 203 - 2026	宇和島市寄松 (次の図のとおり)	土石流	西石引川 203 - 2026	宇和島市寄松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
石引川 203 - 2027	宇和島市寄松 (次の図のとおり)	土石流	石引川 203 - 2027	宇和島市寄松 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 201 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成21年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下阿瀬部川 203 - 1112	宇和島市祝森 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、南予地方局建設部及び宇和島市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 202 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・中洲地区)の施行を平成21年 2月 5日認可した。

平成21年 2月13日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第 203 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・藪の本地区)の施行を平成21年 2月 5日認可した。

平成21年 2月13日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第 204 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・中井手地区)の施行を平成21年 2月 5日認可した。

平成21年 2月13日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第 205 号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 19)第16159号	平成19年 8月 8日	将建設	御手洗将貴	松山市青葉台10 - 1	平成21年 1月 7日	大工工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止

(般 - 18)第6212号	平成18年 6月20日	(有)玉井建設	玉井 昌三	松山市河野別府287	平成21年 1月9日	建築工事業、大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業、板金工事業 ガラス工事業、塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第15884号	平成18年 1月20日	大成フューチャーズ(株)	山本 司	松山市大街道1 - 1 - 4	平成21年 1月20日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 16)第2966号	平成17年 3月20日	久米設備(株)	泉 皓	松山市南久米町246	平成21年 1月20日	土木工事業、管工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般 - 16)第3033号	平成17年 3月16日	(株)タガ	澤田 有馬	松山市六軒家町3 - 20	平成21年 1月27日	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19)第11526号	平成19年 5月30日	(株)グレイス	村上 彰	松山市辻町14 - 32	平成21年 1月29日	建築工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 206 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市柳沢甲1563番地先から 同市柳沢乙1482番 1 地先まで	旧	メートル 4.5 ~ 9.1	キロメートル 0.144	
			新	9.0 ~ 13.0	0.143	

○愛媛県告示第 207 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳沢新谷停車場線	大洲市柳沢甲1563番地先から 同市柳沢乙1482番 1 地先まで	平成21年 2月13日

○愛媛県告示第 208 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	串内子線	大洲市柳沢甲751番 6 から 同市柳沢甲1433番13まで	旧	メートル 4.0 ~ 8.0	キロメートル 0.049	
			新	4.2 ~ 23.0	0.049	



## ○愛媛県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串内子線	大洲市柳沢甲751番6から 同市柳沢甲1433番13まで	平成21年 2月13日

## ○愛媛県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂3857番2から 同市肱川町山鳥坂4278番6まで	平成21年 2月13日

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年 2月13日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・利用支援業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量  
庁内LANシステム運用管理・利用支援業務 一式  
農業土木システム運用管理・利用支援業務 一式  
土木システム運用管理・利用支援業務 一式
- (3) 委託業務の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間  
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所  
知事が指定する場所
- (6) 入札方法
- (7) この入札は、愛媛県電子入札運用基準に基づき、所定の手続きにより紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。  
なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札を行うものとする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費

税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20年度、平成21年度及び平成22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部管理局情報政策課ネットワーク運営係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)12 2289

## (2) 入札書の受領期限

電子入札による場合は、平成21年3月25日（水）午前9時から平成21年3月26日（木）午後5時まで。

紙入札による場合は、開札の日時に開札の場所へ持参して提出、若しくは平成21年3月26日（木）午後5時30分までに(1)に掲げる場所に郵送すること。

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

## (4) 開札の日時及び場所

平成21年 3月27日（金）午後 2 時

愛媛県庁本館 1 階 企画情報部管理局情報政策課システム設計室

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 135 条から第 137 条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### ア 確認申請書の受領期限

電子入札による場合は、平成21年 2月13日（金）午前 9 時から平成21年 3月18日（水）午後 5 時まで。

紙入札による場合は、平成21年 3月18日（水）午後 5 時までに 3の(1)に掲げる場所へ持参して提出、若しくは郵送すること。

#### イ 郵便等による確認申請書の取扱い

郵便等により確認申請書を提出する場合は、平成21年 3月18日（水）午後 5 時までに、3の(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Operation management・Use support service for Administrative Affairs Local Area Network , 1 set

Operation management・Use support service for Agricultural Engineering System , 1 set

Operation management・Use support service for Public Works System , 1 set

- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 27 March 2009

- (3) For further information , please contact: Network

Management Section , Information Policy Division , Administrative Subdepartment , Planning and Information Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

Tel 089 912 2289